

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【公開番号】特開2006-126964(P2006-126964A)
 【公開日】平成18年5月18日(2006.5.18)
 【年通号数】公開・登録公報2006-019
 【出願番号】特願2004-311298(P2004-311298)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 17/30 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 17/30 3 4 0 A

G 0 6 F 17/30 1 1 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影された画像データ、該画像データに付加された撮影日時を含むメタデータ、該画像データの撮影場所の位置情報、及び地図データを取得する手段と、

前記画像データの撮影日時と前記位置情報とに基づいて、前記画像データを前記地図データに関連付けることにより、前記画像データを前記地図データ上に表示してコンテンツを生成する手段とを有することを特徴とするコンテンツ生成装置。

【請求項2】

請求項1に記載のコンテンツ生成装置に対して、前記位置情報を提供することを特徴とするGPS機器。

【請求項3】

請求項1に記載のコンテンツ生成装置に対して、前記画像データ及び前記メタデータを提供することを特徴とするデジタルカメラ。

【請求項4】

撮影された画像データ、該画像データに付加された撮影日時を含むメタデータ、該画像データの撮影場所の位置情報、及び地図データを取得するステップと、

前記画像データの撮影日時と前記位置情報とに基づいて、前記画像データを前記地図データに関連付けることにより、前記画像データを前記地図データ上に表示してコンテンツを生成するステップとを有することを特徴とするコンテンツ生成方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】コンテンツ生成装置、GPS機器、デジタルカメラ、及びコンテンツ生成方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、コンテンツ生成装置、GPS機器、デジタルカメラ、及びコンテンツ生成方法、より詳細には、ユーザの利用目的に応じてコンテンツを生成するコンテンツ生成装置、GPS機器、デジタルカメラ、及びコンテンツ生成方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上述のごとき実情に鑑みてなされたものであり、コンテンツの利用目的に応じた所望のコンテンツを生成できるようにすること、を目的としてなされたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために、本発明の第1の技術手段は、撮影された画像データ、該画像データに付加された撮影日時を含むメタデータ、該画像データの撮影場所の位置情報、及び地図データを取得する手段と、前記画像データの撮影日時と前記位置情報とに基づいて、前記画像データを前記地図データに関連付けることにより、前記画像データを前記地図データ上に表示してコンテンツを生成する手段とを有することを特徴としたものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

第2の技術手段は、第1の技術手段におけるコンテンツ生成装置に対して、前記位置情報を提供することを特徴としたものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

第3の技術手段は、第1の技術手段におけるコンテンツ生成装置に対して、前記画像データ及び前記メタデータを提供することを特徴としたものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

第4の技術手段は、撮影された画像データ、該画像データに付加された撮影日時を含むメタデータ、該画像データの撮影場所の位置情報、及び地図データを取得するステップと

、前記画像データの撮影日時と前記位置情報とに基づいて、前記画像データを前記地図データに関連付けることにより、前記画像データを前記地図データ上に表示してコンテンツを生成するステップとを有することを特徴としたものである。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明によれば、コンテンツの利用目的に応じて、各種データを取得することにより、所望のコンテンツを生成することができる。

【手続補正 15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

図1は、本発明の一実施形態であるデータ生成装置の構成例を示すブロック図で、図中、10はデータ生成装置で、該データ生成装置10は、コンテンツ生成装置に相当し、利用可能なリソース11、リソース判定部12、利用目的選択部13、利用目的情報14、データ抽出/生成部15、記憶部16、コンテンツ生成部17を備えている。データ生成装置10は、利用目的に応じたコンテンツ2を作成するために、コンテンツ作成用データを生成する。このコンテンツ作成用データとは、利用目的に応じたコンテンツ2を作成するためにコンテンツ2の内容(属性)や、コンテンツ2を構成するデータ(地図データなど)を関連付けしたデータであって、利用目的情報14に含まれる利用目的(利用目的A

, B, ...) 毎に異なる。尚、以下の実施形態において、データ生成装置 10 をデジタルカメラ付き携帯端末（例えば、デジタルカメラ機能を備えた携帯電話機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラなど）に適用した場合を代表例として説明するが、データ生成装置 10 は、上記デジタルカメラ付き携帯端末に限らず、例えば、モバイル型デジタル放送受信機や、モバイル型 HDD レコーダなどのデータ記録可能な携帯端末に適用することができる。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

図 2 は、本発明が適用されるデータ生成方法の一例を説明するためのフロー図である。尚、本例のデータ生成方法は、コンテンツ生成方法に相当し、図 1 に示したデータ生成装置 10 に基づいて説明するものとする。尚、記憶部 16 には、コンテンツ作成用データの生成に必要なデータの種別をコンテンツの利用目的に対応付けした利用目的情報 14 が記憶されている。まず、データ生成装置 10 のリソース判定部 12 は、利用可能なリソース 11 を判定し、利用可能と判定したリソースから抽出できるデータの種別を特定し（ステップ S1）、利用目的選択部 13 は、特定されたデータの種別に応じた利用目的を利用目的情報 14（記憶部 16）から選択する（ステップ S2）。例えば、利用目的 A の“旅行アルバム”が選択される。

【手続補正 17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図 3 は、本発明のデータ生成装置 10 によるコンテンツ作成用データ生成処理の一例を説明するための図で、図中、21～23 はコンテンツ作成用データ、24 は合成コンテンツを示す。この合成コンテンツ 24 はコンテンツデータ 25 及び関連情報 26 から構成されている。尚、本例では、データ生成装置 10 を、GPS 機器に相当する GPS 内蔵デジタルカメラ付き携帯電話機（携帯電話機 10）とし、利用目的が“旅行アルバム”の場合の一例について説明する。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

尚、本発明のコンテンツ生成装置及び方法は、上記した各実施の形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。